

平成 29 年度 新潟県若手医師留学研修支援事業の 留学研修生募集要項

1. 応募資格
- 新潟県内で修得、又は経験することが難しい医学に関する専門的知識又は高度な技術を、海外留学若しくは県外研修（以下「留学研修」という。）で学び、留学研修修了後、県内医療機関に勤務し、県内における医学の進歩若しくは医療水準の向上に寄与していく意思のある者であって、以下のいずれかの条件を満たす者
 - ・ 申請時点において、新潟県内で臨床研修を修了し、引き続き新潟県内で1年以上いわゆる後期（専門）研修等で勤務している40歳未満の者
 - ・ 申請時点において、新潟県外から県内医療機関に赴任し、1年以上勤務している40歳未満の者
 - 留学研修を平成30年3月1日から平成30年12月31日の間に開始予定の者
2. 募集人数 3名
3. 留学研修期間 原則として1年以上2年以内
4. 留学研修経費
支給金額
- 1) 旅行に要する経費（50万円を限度）
 - 2) 留学研修にかかる経費月額30万円
 - ・ 留学研修受入機関等から給与等が支給される場合には、当該支給額を控除します
 - ・ 1月の滞在日数が30日に満たない月がある場合、当該月分の支給額は滞在日数で日割りした額とします
5. 県内勤務義務
- 留学研修修了後、速やかに県内の医療機関での勤務を開始し、留学研修経費の支給を受けた期間の3倍以上県内の医療機関において勤務すること（ただし、留学研修が1年未満の場合は3年）
- 留学研修を中止したときや留学研修修了後、上記の義務期間を満了しなかった場合には、留学研修経費の返還義務が生じます。返還義務の詳細については、後述します。
6. 申請手続き
- 次の書類を揃え、公益財団法人新潟医学振興会（以下「財団」という。）事務局に提出して下さい。
- 1) 申請書（別記第1号様式）
 - 2) 留学研修希望理由書（様式任意・1,600字程度）
 - 3) 留学研修実施計画書（別記第2号様式）
 - 4) 旅費見積書（別記第3号様式）

- 7．申請受付期間 平成 29 年 11 月 10 日（金）から平成 29 年 12 月 22 日（金）17 時まで（郵送の場合は 12 月 22 日の消印のあるものは受け付けます。）
- 8．審査及び決定 財団の選考委員会において、申請者からの提出書類と面接をもとに審査を行い、最終的に財団理事長が留学研修生を決定し、本人に通知します。
なお、採用にならなかった人にもその結果を通知します。
- 9．報告書の提出 留学研修修了後、速やかに留学研修報告書（別記第 4 号様式の 1 及び別記第 4 号様式の 2）を提出して下さい。
- 10．返還の義務 以下の場合、留学研修経費全額の返還義務が生じます。
1）留学研修を中止したとき
2）留学研修修了後、新潟県内の医療機関での勤務義務を履行しなかった場合（義務期間は上記 5 のとおり）
- 11．その他 ご不明な点がありましたら、財団事務局にご連絡ください。
また、財団についてお知りになりたいければ、財団のホームページをご覧ください。

公益財団法人新潟医学振興会 事務局

〒951-8510

新潟市中央区旭町通 1-757

新潟大学医学部内

TEL：025-227-2176

FAX：025-225-5555

E-mail: medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

Home page: <http://www.niigata-mf.or.jp/>